

荒尾 精

日清戦勝賠償異論

失われた興亜の実践理念

SAMPLE 村上 武 解説

Shoshi-Shinsui.com

書肆心水

本書について

本書は、東亜同文書院の前身である日清貿易研究所を経営した軍人荒尾精（一八五九年生、一八九六年歿）の批評文集である。日清戦争の賠償方針（償金額、領土割譲等）をめぐる政府と世論の意見に対する荒尾精の異論を収録した。荒尾精は東アジア復興のためには東アジア諸国の安定的で自律的な関係を創出すべきであると考え、それを具体化するために日清貿易の振興を企図し、上海に日清貿易研究所を設立した（一八九〇年）。ついで日清貿易研究所の成果を継承した日清商品陳列所を設立して（一八九三年）貿易事業の実施を志したが、日清戦争開始（一八九四年）により中断のやむなきに至った。

本書収録の諸篇は日清戦争中から戦後にかけて書かれたもので、全篇を通じ、勝ちに乘じて過大な賠償を求めることは、東アジアの安定に甚大な悪影響を及ぼし、結局は日本の国益も中朝兩國の国益も損ねるものである、という判断が貫かれている。なされる問題提起はみな荒尾が中国において見聞き学んだ知見に基づいて具体的になされており説得力がある。荒尾の問題提起が世にいれられなかったことは、後世から見れば、近代日本が興亜主義の理念と実践を喪失して覇権主義へと転じていくことを意味しているとも言えるであろう。

『対清意見』は一八九四（明治二十七年）年十月に刊行された。『対清弁妄』は『対清意見』に対して寄せられた批評に対して返答を試みたもので、一八九五（明治二十八年）年三月に刊行された。『対清通商意見第一』は一八九五（明治二十八年）年九月に刊行されたもので、日清戦争講和条約の第六条第四に対する意

見である。「媾和締盟に対する鄙見」は草稿の写しであり、本書解説者村上武氏はこの文書について、「恐らく『対清弁妄』の出版に先立って、政府要路、あるいは明治陛下にまで奉呈された建言書を写して根津に送ったものと思われる」と述べている。「媾和締盟に対する鄙見」には簡潔にわかりやすく要点が示されているので、本書では荒尾のテキスト群の最初に収録した。「明治二十六年秋」と文末に附記された「対清貿易拡張案」は、荒尾精の貿易事業についての考えと実践を知るに有益な文書であるので附録した。また資料として日清戦争の講和条約も附録した。

『対清意見』『対清弁妄』『対清通称意見 第一』『媾和締盟に対する鄙見』は、その写真版による復刻が村上武氏により『東方斎荒尾精先生遺作覆刻出版』（一九八一年一月、靖亜神社先覚志士資料出版会）として刊行されたことがある（「媾和締盟ニ対スル鄙見」は活字にしたものも収録）。それは、対清意見／対清弁妄／対清通称意見 第一／媾和締盟ニ対スル鄙見／略歴及び解説／肖像写真の六つの小冊子が帙におさめられたものである。村上武氏による「略歴及び解説」は荒尾精についての恰好のイントロダクションであるので、本書でも解説として掲載させていただいた。

荒尾精の問題提起は歴史を考える上でも、また今後の日本の選択を考える上でも、少なからぬ意味を持つものであるにもかかわらず、今日一般の目には非常に触れにくいものであることを憂えて、本書をここに刊行する。写真版による覆刻では印刷状態が悪く、また仮名^{かな}が片仮名であることもあって甚だ読みにくいので、本書では新しく活字に起しなおした。また学術的研究における必要を考慮して原典の写真も附録した。なお、本書の書名は本書刊行所によるものである。

（書肆心水）

日
清
戦
勝
賠
償
異
論

目

次

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

解説
荒尾精の略歴と著作
村上武

まえがき 13

荒尾精の生い立ち 20

軍隊時代 22

樂善堂漢口支店の開設と「復命書」 26

日清貿易研究所の設立と経営 32

東方通商協会設立案の挫折と日清戦争前の日本の情況、「朝鮮国是大令案」について 41

京都隠棲から急逝まで 48

『対清意見』 54

『対清弁妄』 56

「媾和締盟ニ対スル鄙見」 60

「対清通商意見 第一」 60

おわりに 61

媾和締盟に対する鄙見

第一 領土割譲を求むるの利害 64

第二 巨額償金を求むるの利害 67

第三 媾和締盟の必要條款 69

対清意見

序 78

叙論 80

清国の現勢 87

『対清意見』に対する批評 121

対清弁妄

対清意見に関する疑問に答う

序 133

緒言 135

第一章 第一問に答う

第二章 第二問に答う

第三章 第三問に答う

138

147

159

対清通商意見 第一

緒言 174

第一 我が対清工業を如何せん

第二 我が生糸、茶を如何せん

第三 支那の将来を如何せん

176

180

183

附録
対清貿易拡張案

第一項	日清貿易の必要	187
第二項	日清貿易者養成の必要	189
第三項	日清貿易研究所の創立及び現況	193
第四項	商品陳列所業務の要領	194
第五項	上海日清商品陳列所の創業	197

資料

日清講和条約	199
原本写真	211

日
清
戦
勝
賠
償
異
論

失
わ
れ
た
興
亜
の
実
践
理
念

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

- 一、荒尾精の原文は漢字片仮名交じり文であるが、本書は漢字平仮名交じり文で表記した。
- 一、荒尾精の原文は旧仮名遣い旧漢字表記であるが、本書は新仮名遣い新漢字標準字体(例・闘↓鬪)で表記した。漢数字の壹、貳、参、廿は旧漢字ではないが、和文中では便宜的に一、二、三、二十に置き換えて表記した。
- 一、句読点を現代の慣例によって整理した。
- 一、送り仮名をある程度現代の慣例によって加減した。
- 一、濁点を現代の慣例によって補った。
- 一、読み仮名ルビを補った。
- 一、合略仮名は仮名に分解した。
- 一、行内の二行割註は本書刊行所による補足である。
- 一、原文では「々」の使用にばらつきがあるが、本書では現今の慣例により「々」を使う方向で統一した。その他の踊り字(繰り返し記号)は使用せず、仮名あるいは「々」で表記した。
- 一、傍点は、原本のこの形状をこの形状で、この形状をこの形状で表記した。
- 一、左記の語を平仮名に置き換えて表記した。送り仮名と活用語尾は代表例。
 - 亜細亜(アジア)、并せる(あわせる)、雖も(いえども)、聊か(いささか)、安ぞ・焉ぞ・寧ぞ(いづくんぞ、孰れ(いずれ)、苟も(いやしくも)、愈々・愈よ(いよいよ、所謂(いわゆる)、矧んや・況んや(いわんや、印度(インド)、歟(か)、斯く・此・是(かく、嘗て・曾て(かつて、希臘(ギリシャ)、蓋し(けだし)、斯・爰・此・茲・是(ここ)、悉く(ことごとく)、此・是れ・之・茲(これ、曩(さき)、而(しか)、屢(しばしば)、西伯利亚・西比利・西比利亜(シベリア)、暹羅(シャム)、成吉思汗(ジンギスカン)、頗る(すこぶる)、已に(すでに)、須く(すべからく)、夫の・其(その)、抑も(そもそも)、夫れ(それ)、蓄(ただ)、忽ち・乍ち(たちまち)、假令(たとひ)、独逸・独乙(ドイツ)、兎に角(とにかく)、弗(ドル)、乃至(ないし)、猶・尚(なお)、母れ・勿れ(なかれ)、就中(なかんずく)、莫し(なし)、并に(ならびに)、也(なり)、盍ぞ(なんぞ、耳・已・而已(のみ)、巴理・巴里(パリ)、只管(ひたすら)、緬甸(ビルマ)、仏蘭西(フランス)、可し(べし)、洵に・寔に(まことに)、方に(まさに)、亦(また)、寧ろ(むしろ)、若し(もし)、固より(もとより)、稍や(やや)、動も(ややも)、所以(ゆえん)、漸く(ようやく)、羅馬(ローマ)、魯西亞(ロシア)、倫敦(ロンドン)、纔か(わずか)
- 一、資料部分の表記については資料部分の冒頭に説明した。

解説 荒尾精の略歴と著作

村上 武

以下の文章は『東方斎荒尾精先生遺作覆刻出版』に「略歴及び解説」と題して発表したものである。本書への再録にあたって専ら初出当時の事情に関わる部分を省き、多少の修正を施した。

まえがき

『東方斎荒尾精先生遺作覆刻出版』を刊行した昭和六十三年は、日中平和友好条約が調印されてから十年目に当たっていた。その間、日中関係は急速に進展し、人と物との往来は盛んになった。共にアジアに位置する日本と中国が関係を密にして理解と相互協力関係を深めて行くことは、まことに喜ばしいことである。だが、この様な喜ぶべき日中関係発展の間に、時折、教科書問題、靖国神社問題、光華寮問題など、我々日本人が思いも寄らぬ問題で両国の関係が軋みを見せたのは何故なのだろうか。中国側の日本の実情に対する理解不足がそこに在ることは否めないところであるが、根本的には、昭和二十年の敗戦後、反省して出直した筈の日本の反省が不徹底であるために生じた軋みなのである。

これらの問題が生じた時、日本人の中には日本に対する中国その他からの非難を内政干渉ではないかと受け止め、プライドを傷つけられたと感じる者が少なくない。しかし、過去に於て日本人が中国その他のアジア諸国に残した傷跡は深く、簡単に拭い去れるものではない。この過去の汚点を乗り越えて、日本民族が誇り高く生きて行くためには、徹底した反省の上に立って出直す以外に道はないのである。

昭和二十年の敗戦の後、中国は日本人に対して、「過去の戦争は日本の一部の軍国主義者が行ったもので、日本の一般民衆も被害者である」と述べて来た。このことばは、日本人を慰め思い遣ったものであるかも知れないが、日本人としてはこのことばに甘えていてはならないのである。「一部の軍国主義者」といえども日本人である。その様な軍国主義者（軍国主義的風潮）を生んだ原因を探り、反省し改めて行かねばならないのである。だから、その反省は柳条湖事件や盧溝橋事件以降のものであってはならず、明治維新以降、特に日清戦争以降について真剣に考えて見る必要がある。

東方斎荒尾精先生の遺作の覆刻出版を計画した所以は、日中平和友好条約調印十周年という節目に当たって、日本人が道を踏み誤ったその根源に立ち返って反省するために、その根本を示す資料を提供しようとするところにあった。

日本が明治維新をなし遂げた時、アジアの状況は、西欧列強が利権を求めてアジア諸国を分割植民地化しようとして虎視眈眈と窺っている、まさに風雲急を告げている時であった。日本もまた、他のアジア諸国と同じ状況に直面していたのであり、植民地化の口実やきっかけを与えぬよう、薄氷を踏む思いで不平等条約の改訂に取り組まねばならないという、まさに激流に投げ出された笹舟の様な哀れな状態であった。

明治維新を推進した頃の日本人の頭の中には、西欧諸国の東漸に対して抵抗しようという気持はあっても、これに追随しようという気持はなかったし、また出来るような状態でもなかった。ましてアジア諸民

解説 荒尾精の略歴と著作

族に犠牲を強いてヨーロッパの国々と共に利権を競い合うなどという気持はなかった。その日本人の気持がいつの間にやら西欧列国と全く同じものになっていることを世界に明らかにしたのが、日清戦争後の講和交渉であった。「支那の覚醒を促し、朝鮮の独立を全うする」という初期の戦争目的は、戦争が優勢となるに随って忘れられて、領土の割譲と多額の賠償金を要求するという、西欧列強のパワー・ポリティクスに追従する姿勢が打ち出されたのである。

そして、私たち日本人がよく考えねばならないことは、この様な国の進路を決定したのは、一部の政府要人たちだけだったのではなく、殆ど日本人が戦勝に酔って過大な賠償要求を叫び続けていたという事実である。当時の外務大臣陸奥宗光の書いた『蹇蹇録』^{けんけんろく}の中では、陸海軍、官僚、政党、その他が主張する賠償獲得要求に対して、それぞれを満足させようとすればいきおい過大なものにならざるを得ない、と嘆じられて居り、賠償要求の過重過大は良くないと主張したのは谷干城など極く少数の者で、それも私信の中にその気持を示す程度で、「万緑叢中紅一点の観あり」と書かれている。

陸奥宗光は全く触れていないが、この日本の世論に抗して自説を開陳し、賠償要求が過大であってはず領土の割譲を要求してはならない事を、政府要路のみではなく、一般日本人に対しても理解させようとし、一本に纏めて^{まと}公刊までしたのは、東方斎荒尾精先生ただ一人であった。それが『対清意見』であり、重ねて出版された『対清弁妄』である。陸奥外相はその著書の中で全く無視しているが、この荒尾先生の努力は決して小さなものではなく、『対清意見』第二刷の付録として載っている二十一社にのぼる全国各地の新聞の書評を見るならば、短時日の間にこの『対清意見』が全国に配布され、しかも読まれていた事実を知ることができる。にもかかわらず、この荒尾先生の主張が一般に取り上げられることなく、しかも時の外務大臣の記録にも無視されたということの意味を良く考えてみる必要がある。日本人の性格は、一つの方

のではないか、ということである。この日本人の性格はその気になって見ると、明治以降の歴史の中に随所に散見されるものである。

荒尾先生の願望と活動は、日中両国の産業を興し通商貿易を盛んにして国力の充実を図り、日中提携して西力東漸に抵抗しようというものであり、それが更に発展して、東南アジア諸国との間にも同様の関係を展開しようとするものであった。いわば、今日の日中経済協会に当る組織を作ろうとして活動されたのである。『対清意見』『対清弁妄』『媾和締盟ニ対スル鄙見』は、その活動の思想的背景として受け止めねばならないものである。

荒尾先生の活躍の跡を示すものとしては、楽善堂の志士たちの努力を集大成して陸軍参謀本部に提出された「復命書」や、日清貿易研究所の趣意書や生徒募集のための講演の筆記、その他手紙類など、少なからぬ資料が残されているが、日清戦争の講和にかかわる遺作だけを取り上げて覆刻出版することとしたのは、これらが荒尾先生の根本思想を最もよく示しているからであり、同時に、日清戦争の講和交渉が近代日本の方向を決した重要なターニング・ポイントであるからであり、谷干城とか勝海舟などが小さな声で自重を求めていたのに反して、敢然として世論に抗して自説を世に問うた荒尾先生の気魄に触れて頂くことによって、真の国士とはどのような人を云うのかを知って頂き、日本人の性格の欠点に気づいて貰えるならば、と願うからである。

更に、今日の日中経済協会に当る様な組織の設立を目指して活動された荒尾先生の根本思想に触れて頂くことによって、今日、日中間あるいはアジア欧米等との通商貿易に携っている方々に、単なる目前の利益の追求だけにとどまらず、荒尾先生のように日本とアジアの、そして世界の百年先の姿を思い描きつつ、世界の人類に対する思い遣りと理想をもって日々の活動を重ねて頂きたいと願うからである。

日清戦争後の下関条約によって、日本は台湾と遼東半島（三国干渉によって還付）を得、さらに三億六

媾和締盟に対する鄙見

荒尾 精

媾和の約款は戦勝の効果を全うするより重きはなく、戦勝の効果は宣戦の目的を達するより完きはなし。謹んで皇師征清の大本旨を按ずるにその目的とする所、専ら朝鮮の独立を扶植して、永く清国の干渉を杜絶し、以て東洋の平和を鞏固きやうこにするにあること炳焉へいえんとして日星の天に麗かるが如し。然るに比来ひらい（頃近）媾和の約款を議する者、概ね過大失当の要求を希望し、或は一省数省の割譲を要すべしと云い、或は三億五億の償金を求むべしと云い、その宣戦の目的を達して戦勝の効果を全うするゆえんの若きごとは殆んど措いて問わざるものに似たり。伏して以おもうに賢明なる当路の諸公は夙に深計熟慮の以て廟謨を定むるあり。区々たる巷議塗説（世間の噂、伝聞の受け売り）が得てこれを左右損益するの憂なきは愚の信じて疑わざる所なり。然るになおその黙々として止む能わざるゆえんの者、必竟愚の対清事局に於ける知りて言わざるを得ず。言いて尽さざるを得ざる責務を負う者なればなり。それ泰山は土壤を譲らず、故に高く、河海は細流を挾ひらまず、故に大なり。鄙陋ひろうの見、万一諸公の高大を加うるあらば天下幸甚し。ここに左の事項を条陳し敢えて諸公の省察を祈る。

第一 領土割譲を求むるの利害

SAMUISHINSUI.com

第二 巨額償金を求むるの利害

第三 媾和締盟の必要條款

第一 領土割譲を求むるの利害

或る議者は云わく、我が国は宜しく戦勝の好機に投じて少くとも清国の二、三省を取るべしと。他の議者は云わく、皇師の既に占領したる土地は尽く我が省に帰せしむべしと。又、他の議者は云わく、宜しく台湾の全省を譲り受け我が国南進の地歩を作るべしと。愚以為えらく、これ等の議はただに東洋の平和を鞏固にするゆえんにあらざるのみならず、適に以て東洋の禍機を挑発するに足るなりと。維新以来我が国官民の泰西文華に心酔する、ここに二十余年、海内西を崇み東を侮り遠きを慕い近きを忘れ、東洋の安危興亡は一に清国の治乱向背に由りて分かるべきにも拘らず、我が国民の清国を視るや越人が秦人の肥瘠を視るより冷淡にして、現在干戈相交わるの日に及んでもなお未だ彼国の実力真相を夢見せざるの甚しきに至れり。幸に叡聖神武なる大元帥陛下の御威徳と

祖宗列聖数千年間陶養あらせられたる忠勇尚武の大元氣とに頼り勝を海陸に制し得たりといえども、国民が東洋前途の経営に対する必要の準備と覚悟とは未だ一として備わるあらず。然りしかして泰西列国が東洋に於ける二十余年の経営を觀るに、国交に軍備に貿易工芸の実利に拮据^{ぎうきよ}勉^{べん}至らざる所なく、いわゆる西力東漸の趨は潮の海に湧くが如くその威を養ひ、機を伺うの勢は虎の嶋を負うが如く、殊に禹域の形勝^{けいせう}豊腴^{ほうう}（^{ほうかにこ}豊かにこ）は彼等の涎を垂れ牙を鳴らして瞬時も視線を転ぜざる所なり。この時に当り沿海の一島一嶼を移動するもたちまち東洋の禍機を発するに足らん。しかるを矧^まして国民の覚悟と準備と未だ具備せずし

媾和締盟に対する鄙見

て遽に一省数省の勝地沃土を挙げ以て我の版図に加えんと欲す。彼眈々虎視する者、果して袖手黙坐して我が国の進取するに放任すべき乎。

我が国は連勝の積威を以てこれを求め、清国は連敗の余喘（息の）を以てこれに応ず。求む所大なりといえども応ずる者拒む能わざるべしとは議者の仮想する所ならん。顧うに清国自身の抗拒力なきは或は然らん。独り未だ知らず、彼涎を垂れ牙を鳴らして環望する者、果してその慣用の外交手段を以て清国を帷幄の背後より操縦するの恐れなきや否や。朝鮮の警報一たび内外に伝わりたるより今日に至る迄、泰西の諸国が陽に陰に機巧慧黠（こつてい）の運為を試みたるは我が当路諸公の夙に熟知せらるる所、我が国民の斉しく切齒する所、幸に国家仁義の大道に由り毫髪の私念野心を挟まざるを以て、彼等は未だ罅隙（ひま）の乗ずべきを得ざりしといえども、一朝我が国宣戦の目的以外に出でて過大失当の挙措を行うが如きあらば、待ちに待ったる環望諸国は群起して干渉妨害を試みんこと鏡に懸けて観るが如し。しかして内に国民の覚悟なく前に経営の準備なき我が国は奈何してこの盤根錯節を撇開し、以てその希望を達すべき乎。

今一步を退き我が国は百難を排して一省又は数省の割譲を得べしと仮定するも、彼泰西諸国は豈に我をして独り得る所あらしめて已むものならんや。諸公も既に了知せらるる如く、曩者（頃先）英国が協同干渉の議を発したるに当り、他の諸強国がこれを斥けたるは全く英が優先利得を壟断せんを疾忌したるに由るに非ずや。この心を推してこれを思えば、もし一朝我にして清国の一省を取らん乎、則ち彼等も各一省もしくはこれに匹敵する利益を収めざれば鑒くまじ。我にして我に利便なる方面を割かん乎、則ち彼等も各彼等に利便なる土地もしくはその他の取得を領せざれば満足すまじ。これを要するに我が国が領土割譲を求むるの時は、即ち泰西列国が禹域分食の素志を行うの曉にして、我が国が一省一島を領得するの日は、即ち清国が四分五裂して虎狼の爪牙に掛かるの秋なり。それ清国はすでに四分五裂せり、赤毛碧眼の異種族は中原に跋扈せり。この時に当り一省一島の新領は我に於て何の裨益かある。

更に数歩を譲りて、泰西干涉の憂もなく、禹域分裂の禍もなしと仮定するも、領土割譲の事が国家の大患を惹起すべきことは勢い避くべからざるものありて存す。なんぞ仏国のドイツに対する現状に鑑みざる。顧うにアルサス、ローレンスの二州や地を以てするも人を以てするも、以て清国の一省に比するに足らず。然るにドイツが大勝の余威に乗じて二州の割譲を得たるより以来、仏人の憤怨はその骨髓に徹し、老少男女造次にも顛沛（てんぱい）（なげ）にも唯深讐の一たび報いられざるをこれ憂え、国憲しば改まり内閣頻りに更わるも復仇報怨の準備は毫も間断なし。これ故に英邁の帝王豪俊の将相相継ぎ朝に立てるドイツを以てするも、上下一タその枕を高くする能わず。財政ようやく困み国帑（こくとう）ようやく乏しき今日に於ても巨万の財用を対仏軍備に費さざる能わず。幸いに鉄血老相の反間離合を策せるありてわずかに列国の均勢を支持すといえども、一朝些少の偏重を生ぜば欧陸の劇乱慘禍はまことに測るべからざるなり。頭を回らして東洋の現勢に観るに英と云い露と云い独と云い仏と云い、皆清国に求ある者なり。その求を得るに便ならば英露の聯合成らざるを保せず、露独の合従行われざるを保せず。この時に当り我が国にして広大な領土を割き取り、以て清国民がその天性に出づるの憤怨疾忌を鼓動するが如きことあらんか。彼等の我に対する未だ必ずしも仏民のドイツに対する如くならずんばあらず。もし他年兄弟牆（かき）（てん）に鬩（あひだ）ぎ蚌鷸（はういく）浜に争うに至らば、英露仏独はなお一挙手一投足の勞を齎（おさ）んで漁父の利獲を放棄すべき乎。前途の準備と国民の覚悟とを具有せざる我が国は能く反間離合の奇計を施して列国の均勢を支持すべき乎。

そもそも領土を海外に取りて我が国の版図を拡張するはもとより盛事なり、壮挙なり。然れどもこれ宜しく為すべきの時機を察して宜しく取るべきの土地を挾び、これが準備と覚悟とを具えて始めて断行すべき所。愚の計策をここに按ずるや、深く且つ久しきなり。今や乃（すなわち）未だ為すべきの時機に達せずして未だ取るべからざるの土地を取らんと欲す。万一これを以て対清媾和の約款と為すが如きあらん乎。則ち徒らに列国干涉の紛擾を招くに非ざれば遂に禹域分食の禍階を啓くを免れず。禹域分食の禍階を開くにあらざれば

媾和締盟に対する鄙見

遂に蚌鷸（ばういづ）の争を生じて与に漁父の網中に籠（ろうとう）置せらるるに至らんこと必然の勢なり。愚故に曰わく、議者の希望はただに東洋の平和を鞏固（きやうこ）にせざるのみならず適（まさ）に以て東洋の禍機を挑発するに足るものなりと。

第二 巨額償金を求むるの利害

巨額の償金を主張する議者は云わく、我が国が清国より求むるべき償金はただに軍旅の失費を償うのみを以て足れりとせず、必ずや将来我が国が東洋に雄飛するに足るの軍備拡張費をも収め来りて、以て前途の計を為すを要す。故にその所要の額は五億以上か少くも三億以上ならざるべからずと。愚（お）以為えらく、議者の説はたとい行われ得るとするもその得る所は失う所の什一を償わざる者なりと。そもそも清国の財政に困（くる）み、その国庫に余帑なきは天下の共に知る所なり。現に戦局未だ終らざるの今日に於てすら、兵丁糧餉（りやうこう）の資終に窘縮（きんしゆく）（縮（しゆく）まる）して百万窮策を回らし、なお得る能わずして兵士の怨望を招き、傭募の困難を極むるは中外の洫（あまね）く見る所なり。しかしてこれに向い更に三億乃至五億の大償金を求めんと欲す。彼それ如何してこれが支出を弁（あ）すべきや。我それ如何して之が徴求を策すべきや。なんぞ前年朝鮮償金の結果を追思せざる。今清国が三億五億の支出に困（くる）しむは朝鮮が四、五十万に困（くる）しみたるより甚し。もし我が国にしかつて朝鮮に許したるが如く分年収取約を許すとせば、則ち恰かも朝鮮償金の最後と均しく有名無実に終るの恐れなき乎。単に有名無実に終るのみなればなお可なり。空しく過当要求の汚名を受けて近くは清国朝野の怨恨を買い、遠くは泰西干渉の辞柄を作るの恐れなき乎。

試みに個人の金融に窮せる時を思え。その債主の徴求すでに耐忍し難きに至るや、父祖珍藏の重宝を二東三文に曲売するをも顧みずしてひたすら一時の急を逃れんと務むるは常人の情なり。この時に当りいわゆる子母銭家なる者あり。その資産を奇貨としその窮迫を好機とし、非常の暴利を以て一時の融通を申込